

## 介護予防通所リハビリ 介護サービス費・利用料

No.2 要支援		費用(円)	算定 単位	備考
基本料金(1割負担) ※負担割合証に応じて計算されます。	要支援1	2053	1月	介護予防通所リハビリテーションを行った場合に算定します
	要支援2	3999		

各種加算		費用(円)	算定単位	備考
生活行為向上リハビリテーション実施加算		562	1月	生活行為の内容の充実を図るためのプロセス(厚労省の定めるもの)を行った場合に算定します ※利用開始月から起算して6月以内に限る
若年性認知症利用者受入加算		240	1月	65歳未満の方に対して個別担当者を配置します
同一建物減算	要支援1	-376	1月	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリを行う場合算定します
	要支援2	-752	1月	
利用開始日の属する月から12月超(減算)	要支援1	-20	1月	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に、介護予防通所リハビリテーションを行った場合に算定します
	要支援2	-40	1月	
運動器機能向上加算		225	1月	運動器機能向上計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が運動器機能向上サービスを行った場合に算定します
栄養アセスメント加算		50	1月	管理栄養士を配置し栄養アセスメントを体制及び実施した場合に算定します
栄養改善加算		200	1回	管理栄養士とともに栄養ケアを整備した場合に算定します(月2回を限度)
口腔・栄養スクリーニング費	(I)	20	1回	口腔・栄養状態を確認し、ケアマネジメント行った場合に6月に1回を限度として算定します
	(II)	5		
口腔機能向上加算	(I)	150	1回	口腔ケアについて、事業所としての計画を策定し評価及びケアを実施した場合に算定します(月2回を限度) ※(I)(II)の同時算定は不可 上記内容に加え厚生労働省が求める情報提供を行った場合に算定します(月2回を限度)
	(II)	160		
選択的サービス複数実施加算 (運動器機能向上加算) (口腔機能向上加算) (栄養改善加算)	(I)	480	1月	選択的サービス加算の中からいずれか2つを実施した場合に算定します 選択的サービス加算の全て3つを実施した場合に算定します
	(II)	700		
事業所評価加算		120	1月	
科学的介護推進体制加算		40	1月	厚生労働省が求める情報提供を行った場合に算定します
サービス提供体制強化加算(I)	要支援1	88	1月	職員の配置状況・所有資格・勤続年数等により、いずれかを算定します
	要支援2	176		
サービス提供体制強化加算(II)	要支援1	72		
	要支援2	144		
サービス提供体制強化加算(III)	要支援1	24		
	要支援2	48		

\* 上記は1割負担の場合について記してありますが、負担割合証に応じて1~3割で計算されます。

\* 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費として、以下の実費を徴収します。

- (1) 事業所の実施地域を超えて片道10キロメートル未満 1キロメートルごとに200円
- (2) 事業所の実施地域を超えて片道10キロメートル以上 1キロメートルごとに300円